

このガイドラインは高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場において、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものとされており、事業者に対して、①安全衛生管理体制の確立、②身体機能の低下を補う設備・装置の導入等職場環境の改善、③高齢労働者の健康や体力の状況の把握、④高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応、⑤安全衛生教育の実施を求めています。また、労働者に対しては、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、健康や体力の維持管理、定期健康診断や特定健康診査の受診、食習慣や食行動の改善などを求めています。



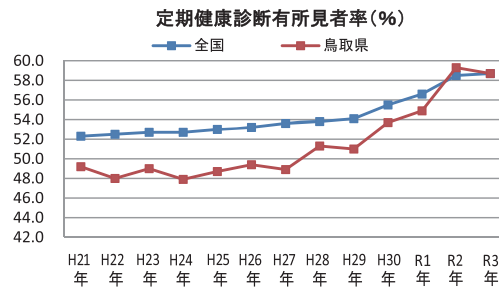
厚生労働省HPでは、ガイドラインの詳細のほか、補助金、セミナーなどの情報も掲載していますので、ご確認ください。

6 健康確保対策の推進

労働安全衛生法では、事業者は常時使用する労働者を雇い入れる際に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回、有害業務等一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回、「健康診断」を行うこととされています。鳥取県内の定期健康診断有所見率は令和3年では58.7%に達しています。

健康診断実施後の措置をお願いします。

- 健康診断の結果、所見がある労働者については、健康保持に必要な措置について医師の意見を聴き、その意見を健康診断個人票に記載すること
- 事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講ずること
- 健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めること



安全「見える化」とっとり運動

安全の「見える化」は、職場に潜む危険や安全衛生情報を写真や注意書きなどにより「目に見える形」にする効果的な安全衛生活動の取り組みです。

①危険を防止するための「見える化」

見えない危険を絵や文字で「見える化」することで、現場の労働者の自らの気づきを促します。



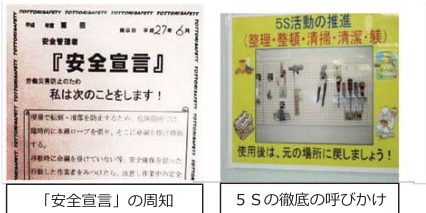
②安全衛生情報の「見える化」

ルールなどの情報を「見える化」することで、作業で安全で合理的に行うことができます。



③安全衛生活動の「見える化」

安全衛生活動を「見える化」することで、安全衛生レベルが上がります。



第34回 「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 令和4年11月7日(月)～12月31日(土)の55日間

【令和4年度スローガン】

声掛けし合える安全職場

みんなで目指そう 55ゼロ災

※本スローガンは (株)明治製作所 松村隆宏 氏の作品です。

令和4年度(第34回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱 (抄)

ゼロ災55「6つの柱」

- 墜落・転落災害防止対策の推進
- 転倒災害防止対策の推進
- はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- 交通労働災害防止対策の推進
- エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- 健康確保対策の推進

事業場の実施事項

- 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- 安全「見える化」とっとり運動への取組の実施
- 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知
- 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底
- 定常・非定常作業における作業手順見直し
- 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- 高齢労働者の特性や、健康・体力の状況に配慮・対応した職場環境の改善
- 効果的な安全衛生教育の実施
- 心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- 健康診断と事後措置の実施
- 長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- 年末年始無災害運動の推進大会等の実施
- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストを活用した対策の実施

災害防止団体等の実施事項

- 本運動の広報
- 関係事業場への実施事項の周知
- 事業場の実施事項に関する指導援助
- 関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- 安全衛生教育の実施促進

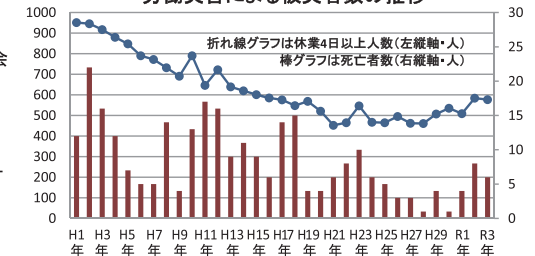
労働局・労働基準監督署の実施事項

- 本運動の広報
- 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- 労働災害防止団体等が行う災害防止活動に対する指導援助

主唱：鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛：鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県採石協会
建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部
労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

労働災害による被災者数の推移



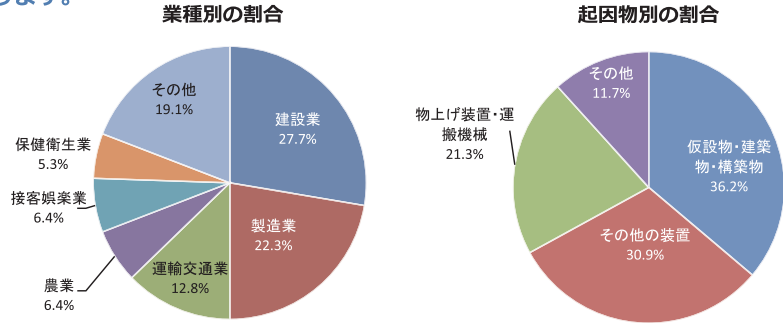
ゼロ災55 「6つの柱」

1 墜落・転落災害防止対策の推進

令和3年に発生した墜落・転落災害は94人で全被災者の16.3%を占めました。業種別では建設業が最も多く、続いて、製造業、運輸交通業、農業、接客娯楽業の順です。

また、起因物についてみると、「仮設物・建築物・構築物」が最も多く、次いで「その他の装置」、「物上げ装置・運搬機械」と続きます。具体的には「仮設物・建築物・構築物」は階段、構築された構造物が半分強を、「その他の装置」は、はしご・脚立が、「物上げ装置・運搬機械」はトラックが大部分を占めています。

墜落・転落災害を防止するためには、安全な作業場所の確保、高所での手すりの設置、トラック荷台上作業時の安全確保対策、はしご・脚立の適切な使用などに留意する必要があります。



2 転倒災害防止対策の推進

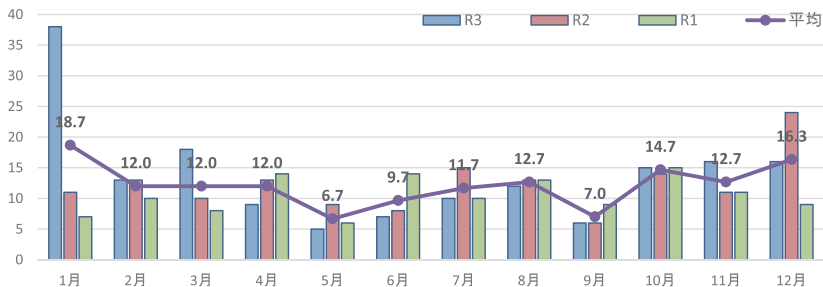
転倒災害は毎年多く発生する事故の型です。令和3年に発生した転倒災害による休業4日以上の被災者数は165人で全被災者の28.6%を占めました。過去3年間の月別転倒災害発生状況を見ると、10月から4月にかけて多く発生していますが、他の月においても10人前後で発生しており、年間を通じた転倒防止対策の取組が必要です。

転倒災害の種類は、大きく「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」の3種類に分けられます。

「滑り」の主な原因には、床に滑りやすい素材が使用されている状態、床に水や油が飛散している状態、床に紙などの滑りやすい異物が落ちている状態など、「つまずき」の主な原因には、床に段差や凹凸がある状態、床に荷物や商品などを放置している状態など、「踏み外し」の主な原因には、大きな荷物を抱えるなど足元に見えない状態などが、いずれの場合もこれらの原因を認識していないときに災害が発生しています。

転倒災害を防止するポイントとして、「5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）」の実施や「転倒しにくい作業方法」、「見える化」を実践しましょう。

過去3年間の月別転倒災害発生状況（人）

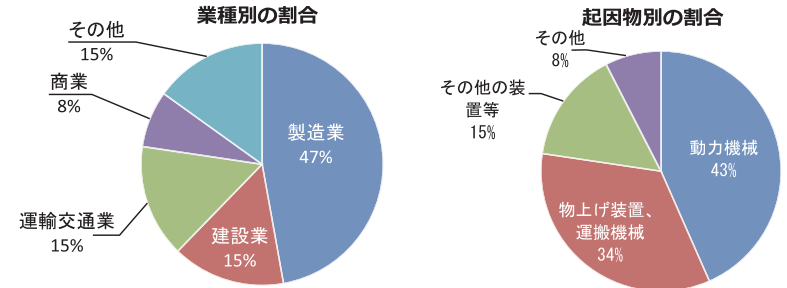


※ 厚生労働省HPの「STOP! 転倒災害プロジェクト」
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>) も参考にしてください。

3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

令和3年に発生した、はさまれ・巻き込まれ災害による被災者数は53人で、全被災者の9.2%を占めました。業種別では製造業が最多で、はさまれ・巻き込まれ災害の47.2%を占めました。また、起因物別では、加工機械、建設機械などの「動力機械」が最多で全体の43.4%を占めました。また、コンベア、フォークリフトなどの「物上げ装置、運搬機械」も34.0%を占めました。

災害防止対策として、機械の回転部等へのカバーの設置、自動運転の機械の可動部への立入禁止、回転部分や刃部を清掃する際の機械停止の励行・徹底、共同作業時の合図の徹底、運転者・操作者からの死角の安全確認等により作業を行う必要があります。



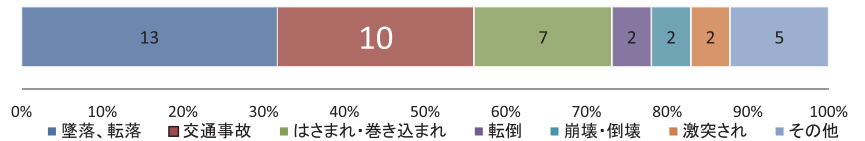
4 交通労働災害防止対策の推進

令和3年に発生した交通事故による労働災害の被災者数は30人（内、死亡者1）で全被災者の5.2%を占めました。建設業、商業、通信業でそれぞれ6人（20%）で最も多くなっています。送迎・運搬・配送など主に自動車等を使用する業種で発生しています。また、過去10年間（平成24年～令和3年）の死亡労働災害を事故の型別で分類すると、交通事故が10人（24.4%）で、墜落・転落に次ぎ多く発生しています。

交通労働災害の防止のためには、組織的に安全運転、交通法規の遵守等の気運を高めるための取組が重要です。

※ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、・安全衛生管理体制の確立・適正な労働時間管理・安全教育の実施・安全意識の高揚対策の実施などを求めています。

過去10年間の死亡災害の事故の型別割合（数字は人数）



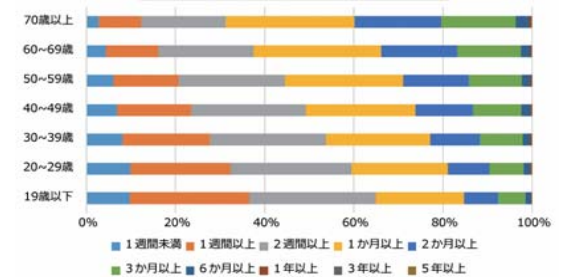
5 エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進

鳥取県内の事業場から提出される労働者死傷病報告の集計結果によると、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は近年増加傾向にあり、令和2年においては26.6%となり、平成13年の14.4%から12.2ポイント増加しています。

全国においても、労働者千人当たりの災害件数（千人率）をみると、男女ともに最少となる25～29歳と比べ、65～69歳では男性で2.0倍、女性で4.9倍と高くなっています。

また、右のグラフのとおり、年齢別の休業見込期間では、それぞれの年齢層の災害発生件数を100として、その休業見込期間を比較すると、年齢が高くなるほど休業見込期間が長くなる傾向が見られます。

年齢別の休業見込期間の長さ（平成30年）



資料出所：労働者死傷病報告 休業4日以上の死傷者数（平成30年）
※ 休業見込期間の記入のあるもの（n=126,429）のみ集計